要是正箇所一覧表（学校ごとに作成）

旧小河内小学校

区	種類	棟	場所	点検項目	検査結果表番号	要是正項目	箇所	劣化度	緊急度	劣化状況評価	改善策	当初指摘日	備考
安佐北区	防火設備	校舎棟	1～3階 階段室の防火シャッター	危害防止装置	1(10)～(14)	危害防止装置が未設置（既存不適格）	6	－	－	1	大規模改修時に設備の更新 又は危害防止装置の設置が必要	令和4年12月10日	
安佐北区	防火設備	校舎棟	3階　南側の階段室	手動閉鎖装置	1（25）	手動閉鎖装置の蓋の取っ手が固定されておらず開けれない	1	Ⅱ	B	2	取っ手の取付けが必要	令和4年12月10日	
安佐北区	防火設備	校舎棟	1階　職員室	上記以外の検査項目等	2	複合受信機の予備電源バッテリーの交換時期超過	1	－	－	1	容量が減ってきたら時期を見て交換が必要	令和4年12月10日	2012年製 （メーカー推奨交換時期5年） ※自火報用バッテリーは1999年製
安佐北区	防火設備	校舎棟	1階　北側の階段室	上記以外の検査項目等	2	くぐり戸が上枠にせって閉まらない	1	Ⅱ	B	2	クローザー調整又は吊元の調整が必要	令和4年12月10日	

太枠内の各項目についてご記入ください。
＜緊急度＞、＜劣化度＞の具体的な判断基準は以下を参照してください。

＜緊急度＞

評価	状況	解説
A	機能に支障をきたし、早急に修繕・取替え等を行う必要がある。	建物部位の劣化、損傷、設備機器の故障等により、施設の機能や安全性に支障をきたしており、速やかに修繕・取替えを行わなければ施設機能に重大な影響を及ぼし、事故の発生につながる可能性がある。
B	機能に支障をきたし始めており、できるだけ早期に修繕・取替え等を行う必要がある。	建物部位の劣化、損傷、設備機器の故障等により、施設の機能や安全性に支障をきたし始めており、放置しておくとさらに劣化が進む可能性がある。
C	機能に支障をきたす可能性はあるが、修繕・取替え等の緊急性は低い。	現時点では、建物部位や設備の劣化、損傷により施設の機能や安全性に支障をきたしてはいない。

＜建築設備等点検の劣化度＞

評価	劣化の程度	解説
Ⅰ	劣化、損傷がほとんど認められない。	当面、修繕等を行う必要がない。
Ⅱ	劣化、損傷が軽微で、範囲が限定的である。	劣化、損傷した建物部位や設備について、修繕・取替えの検討をする必要がある。
Ⅲ	劣化、損傷が著しく、広範囲にわたっている。	劣化、損傷した建物部位や設備について、取替えの検討する必要がある。